

○神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第1条の6（略） （県税の減免）</p> <p>第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。 （1）～（15）（略） （16）社会福祉法人又は公益社団法人（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。以下この条において同じ。）若しくは公益財団法人（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。以下この条において同じ。）が取得した自動車で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項若しくは第6項の<u>主務省令</u>で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害福祉施設」という。）に入所している児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）若しくは身体障害者等又は介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院（以下「介護老人施設」という。）に入所している同法第7条第3項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の通院の用に専ら供するものに対する自動車税の環境性能割</p> <p>（17）～（40）（略）</p> <p>第2条の2～第34条（略）</p>	<p>第1条～第1条の6（略） （県税の減免）</p> <p>第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。 （1）～（15）（略） （16）社会福祉法人又は公益社団法人（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。以下この条において同じ。）若しくは公益財団法人（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。以下この条において同じ。）が取得した自動車で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項若しくは第6項の<u>厚生労働省令</u>で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害福祉施設」という。）に入所している児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）若しくは身体障害者等又は介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院（以下「介護老人施設」という。）に入所している同法第7条第3項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の通院の用に専ら供するものに対する自動車税の環境性能割</p> <p>（17）～（40）（略）</p> <p>第2条の2～第34条（略）</p>